

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年9月29日（火曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | |
|---|--|
| <p>日程第1 会議録署名議員指名</p> <p>日程第2 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）</p> <p>日程第3 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> | <p>議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>日程第4 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書</p> <p>意見書案第2号 JR日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書</p> <p>意見書案第3号 子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書</p> <p>意見書案第4号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書</p> <p>意見書案第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書</p> <p>意見書案第6号 労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書</p> <p>日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について</p> <p>日程第6 議会改革調査特別委員会の設置について</p> <p>日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について</p> <p>日程第8 委員の派遣について</p> |
|---|--|

1. 本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 委員長報告) |
| 日程第2 | 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第4 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第3 | 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 意見書案第2号 JR日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書 |
| | 議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 意見書案第3号 子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書 |
| | 議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 意見書案第4号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書 |
| | 議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 意見書案第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書 |
| | 議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 意見書案第6号 労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書 |
| | 議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について |
| | 議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第6 議会改革調査特別委員会の設置について |
| | 議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について |
| | 議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第8 委員の派遣について |
| | 議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | |
| | 議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について（決算審査特別 | |

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	塩	田	昌彦	議員

10番	川	口	京	二	議員
11番	山	田	典	幸	議員
12番	大	石	健	二	議員
13番	熊	谷	吉	正	議員
15番	高	橋	伸	典	議員
16番	佐	々木		寿	議員
18番	東		千	春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	益	塚		敏
書	記	久	保		敏
書	記	開	発	恵	美
書	記	佐	藤		潤

1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	橋	本	正	道	君
副	市	久	保	和	幸	君
教	育	小	野	浩	一	君
総	務	白	田		進	君
市	民	三	島	裕	二	君
健	康	田	邊	俊	昭	君
経	済	川	田	弘	志	君
建	設	中	村	勝	己	君
教	育	小	川	勇	人	君
市	立	岡	村	弘	重	君
市	立	松	島	佳	寿	夫
こ	ども	馬	場	義	人	君
支	援	水	間		剛	君
上	下	天	野	信	二	君
会	計	常	本	史	之	君
監	査	上	田	盛	一	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 第3回定例会初日に私ども市民福祉常任委員会に会期内付託をされました議案第3号、名寄市地域子育て支援センター条例案の委員会における審査の経過及び結果の報告を申し上げます。

委員会は、9月7日、15日、24日、25日の4回開催しましたが、まとめて報告をさせていただきます。

最初に、田邊健康福祉部長ほか各説明員より条例案の概要について以下のとおり説明を受けました。本条例の提案理由は、子育て支援センターの利用ニーズの高まりにより、利用者の方から利用時間の延長や専用施設での運営の希望が強く寄せられている旧木材需要拡大センター親林館を改修して地域子育て支援拠点とし、さらなる子育て支援の充実を図るために設置したいとする7条構成から成る条例となっています。

以下、提出された資料等の説明後、各委員からの質疑が行われましたので、報告をします。1つに、子育て支援センターに近隣町内会の利用を認

めるとしたら目的に住民福祉等の言葉が必要でないか。市長が特に認める場合の近隣町内会等への対応は。規則でのせるという開館日、開館時間、利用料、職員の配置などわかりやすく条例で規定すべきでないか。条項の立て方として目的なのか、設置なのか、職員についても項目を立てないと誰が管理し、運営するのかわからない。規則との関係でも条例で明記すべきである。利用者の範囲の中に乳児または幼児及びその保護者、その他市長が適当と認める者の2項しかないが、子育てサークル活動に関する規定も必要でないか。施設運営に当たり障害児の対応は網羅されているか。条例案第4条第1項の第2号でその他市長が適当と認めるものとして町内会と名寄市が主催、共催、後援する事業としているが、利用する場合には料金は無料なのか。愛称がひまわりらんどと決まっているなら市民にわかりやすく条例で規定すべきである。条例、規則で施設の呼称は館なのか所なのか明確に。近隣町内会使用が10割減免を予定しているが、他町内会との公平性から庁内全体の議論経過が聞きたいとの問いに対し、今回の子ども・子育て支援法の施行に当たり国も内閣府所管で地方創生等いろんな施策が出てくるので、条例でがんじがらめにすると柔軟に対応できないので、規則で対応したい。近隣町内会との説明の経緯については、旧木材需要拡大センターを所管していた耕地林務課の方からてんまつとして町内会の役員会と協議を行い、親林館を今後用途変更させてもらいたいということを町内会に説明している。町内会利用は過去の経緯もあり、3町内会に限定して今後も10割減免を考えている。他町内会との公平感については、全庁的統一見解は述べられない。さらに、例えば市立大学の学生との交流であるとか、地元の町内会の方との交流だとか、お年寄りの方との交流の機会や事業、災害時の連携も展開していく可能性がある中で、そのようなときにも利用してもらえるような形で市が主催するという事業も予定をしている。開館日や時間等は

初めての施設なので、利用ニーズや多世代交流等ニーズ変化に対応するため規則で規定したい。施設管理は市長が行うので、具体的内容は市長が規則でうたっていく。子育て支援センター事業の中にサークル活動の推進も入っており、総合センターの利用も考えられる。障害児への対応は障害のある子、ない子の区分はない。利用者に対する利用料の徴収について、この建物は貸し館という考え方がないので、利用料を徴収しないし、定義しなくてもよいと考える。施設の呼称は所と考えていたが、名寄市としては館で統一しているとの答弁がありました。

2つに、利用時間の設定について条例による規定の必要性及び時間延長や変更、土日開催のニーズへの対応は。現要綱にある風連さくら保育所、大谷認定こども園の位置づけはどうか。支援計画の利用見込み88人の施設別内訳は何人ぐらいになるのか。子ども・子育て支援事業計画の中で共働きの夫婦が増加すると日中の利用が困難であることから利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRについて。利用ニーズ、時間帯及び土日開催ニーズと検討経過は。オープン日の決定経過はとの問いに対し、ニーズとして利用時間の延長、固定した施設でのサービス提供を希望するという声が非常に多く寄せられていたが、特に土曜日、日曜日の開館要望については聞いていない。今後開館してみて利用者の利用時間というものがまだ実績がないので、どのような利用形態が望ましいのか研究した上で若干の変更も規則で開館時間等を規定したい。土日の開館について基本的に休館ですが、お出かけバスツアーの中で年に何回か土日開催も一部行っている。可能な範囲で計画を考える。現行さくらんぼと風連のさくら保育園内で運営しているこぐまの2カ所のおおむね利用実績等からいって1日直営分が60人で、残りが風連を想定している。現行の要綱では市内の3つの子育て支援センター事業を定義している。今回の規則で定める分については、今回

愛称を決定したひまわりらんどを考えている。要綱については、子育て支援の事業として残させてもらうが、直営分の東保育所でやっている部分の削除等の改正が今後必要となる。10月27日のオープンをいつごろ決めたかということでは、8月に判断しているが、施設の引き渡しは10月20日ということで工期が設定をされており、その時点で引き渡しされてから1週間程度の最短で利用提供を開始したいとの答弁がありました。

3つ目には、今回の条例は児童福祉法に基づいた規定であり、子ども・子育て支援に係る設置目的になっているが、自治法上から来る公の施設の関連でいくと将来的に指定管理者の問題も出てくるのかもしれないが、この条例の中で織り込む想定はしなくてよかったのか、その検討経過について聞かせてもらいたいとの問いに対し、指定管理者の関係については子育て支援センター自身が道内的にも一部指定管理でやっているところもあるが、一定の専門職を配置していかなければならないということもあり、現在のところ未来永劫そうでないということではないが、現行の条例制定の際には今のところ当面は指定管理というところの部分については考えていないとの答弁がありました。

4つ目、施設利用に当たっての登録制についてどのように考えるか。アンケートでは利用ニーズが高いのに施設を利用していないが74%もいる。利用促進施策を求めるとの問いに対し、登録制は考えていない。利用したい人が気兼ねなく利用できるようにしたい。今まで実質開放時間が午前中90分なので、利用時間に子供の対応はできない等で利用率が低かったと思う。今後は午後からの利用も含めニーズを掘り起こしたいとの答弁がありました。

5つ目に、附則に規則で定める事項があるが、公布の日から三月を超えない範囲内において規則で定める日から交付するとなっている。工事の引き渡しからオープンまでタイトな日程だが、規則

で施行日をうたえるかとの問いに対し、オープン日を施行日として規則でうたいたいとの答弁がありました。

6つ目、他に施設の利用に当たりシックハウス、夏の暑さ、除雪等への安全衛生上の質疑に対し、一定の対応、対策を予定していると答弁がありました。

その後の委員会論議では、法制担当の出席を求め、自治法第3章、条例及び規則第14条、第15条、同法第10章、公の施設、第244条、第244条の2等の関係法規上、公の施設として条例事項とされている施設の設置項目、名称、施設の内容、事業、利用制限等の質疑を行った後、各委員間で以下の課題を持ち帰り、以下の文面の加筆訂正が行われました。1つに目的に関しては近隣町内会との利用根拠の明記、2つに名称及び位置については既に決まった愛称、ひまわりらんどに加筆、3つ目に事業では子育てサークル育成にすること及び地域住民の活動にすることの加筆、4つ目に開館時間及び休館日の加筆、5つ目に利用制限についてでありました。

その後委員長に修正案が提出されました。全委員による原案に対する修正案の提出がなされ、受理後委員より提案説明がありました。その要旨は、公の施設の設置に関し、施設の設置目的、名称、施設の内容、事業、利用制限その他必要事項は自治法で条例列記とされていることを念頭に修正案を提出したと説明がありました。

その内容については、お手元修正案として配付させていただいておりますが、修正内容について説明します。

議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定についての一部を次のように修正する。

第1条中「行うこと」を「行うこと及びこの地域住民の活動を推進すること」に改める。

第2条の表を次のように改める。

原案では、表になって書いてありましたけれども、表をとった上で、名称、名寄市地域子育て支

援センター、愛称、ひまわりらんど、位置、名寄市西2条南9丁目15番地1、16番地1。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 子育てサークル等の育成及び支援に関すること。

同条第4号の次に次の号を加える。

(5) その他地域住民の活動に関すること。

第4条に第2項として次の1項を加える。

2 前項第2号の規定は市長の許可を受けるものとする。

第7条を第8条に改め、第5条及び第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。開館時間及び休館日について。

第5条 子育て支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までの間において市長が別に定める。

2 子育て支援センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月5日まで

3として、市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

修正案に対する質疑、討論は全員による提案のため省略をし、採決を行った結果、平成27年第3回定例会付託議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定については全会一致で修正案のとおり修正すべきものと決定されました。

次に、修正議決した部分を除く部分を全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第3号、名寄市地域子育て支援センター条例案の審査の経過と結果の報告といたします。

最後になりますが、一言述べさせていただきます。第3回定例会初日会期末までの委員会付託をされる中、本会議及び休会中の平成26年度決算

審査特別委員会等厳しい日程にもかかわらず、熱心に質疑、委員会議論を重ね、結審していただいた各委員に敬意と感謝を申し上げます。また、それに対応いただいた説明員の田邊健康福祉部長以下職員の皆さんには、資料の作成や答弁等準備いただいたことに感謝申し上げます。この間4回の委員会を重ねる過程で進行上私の不十分さもあり、正副議長にも適切なアドバイスをいただきました。さらには、法制担当職員にも節々で適切な御指導をいただいたことに感謝を申し上げます。

結びであります。1カ月後に迫るオープン予定の名寄市地域子育て支援センターひまわりらんどが少子化の時代の子育ての支援拠点として有効に機能することを願い、御礼にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第3 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決

算の認定について、議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、奥村英俊委員長。

○決算審査特別委員長（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第18号から議案第25号までの各特別会計決算の認定について、議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月3日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私奥村英俊が、副委員長には川口京二委員が選任されました。

第2回の委員会は、9月24日に開会し、審査日程を9月24日、9月25日、9月28日、9月29日の4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会は全議員を

もって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の7特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼を申し上げまして、本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第17号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり認

定することに決定をいたしました。

次に、議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの9件について委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第27号までの9件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 J R日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書、意見書案第3号 子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書、意見書案第4号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書、意見書案第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書、意見書案第6号 労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第5号
例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。市民の負託に応え、市民の目線を基本に議会改革を進めるために、議会改革調査特別委員会を設置したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、川村幸栄議員、奥村英俊議員、高野美枝子議員、塩田昌彦議員、山田典幸議員、大石健二議員、熊谷吉正議員、高橋伸典議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時33分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会改革調査特別委員会委員長に山田典幸議員、副委員長に奥村英俊議員、以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定されました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成27年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時34分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 野田 三樹也

署名議員 佐々木 寿